

2015年合格目標

TAC通関士講座

体験入学用基本テキスト

(通関業法・実務)

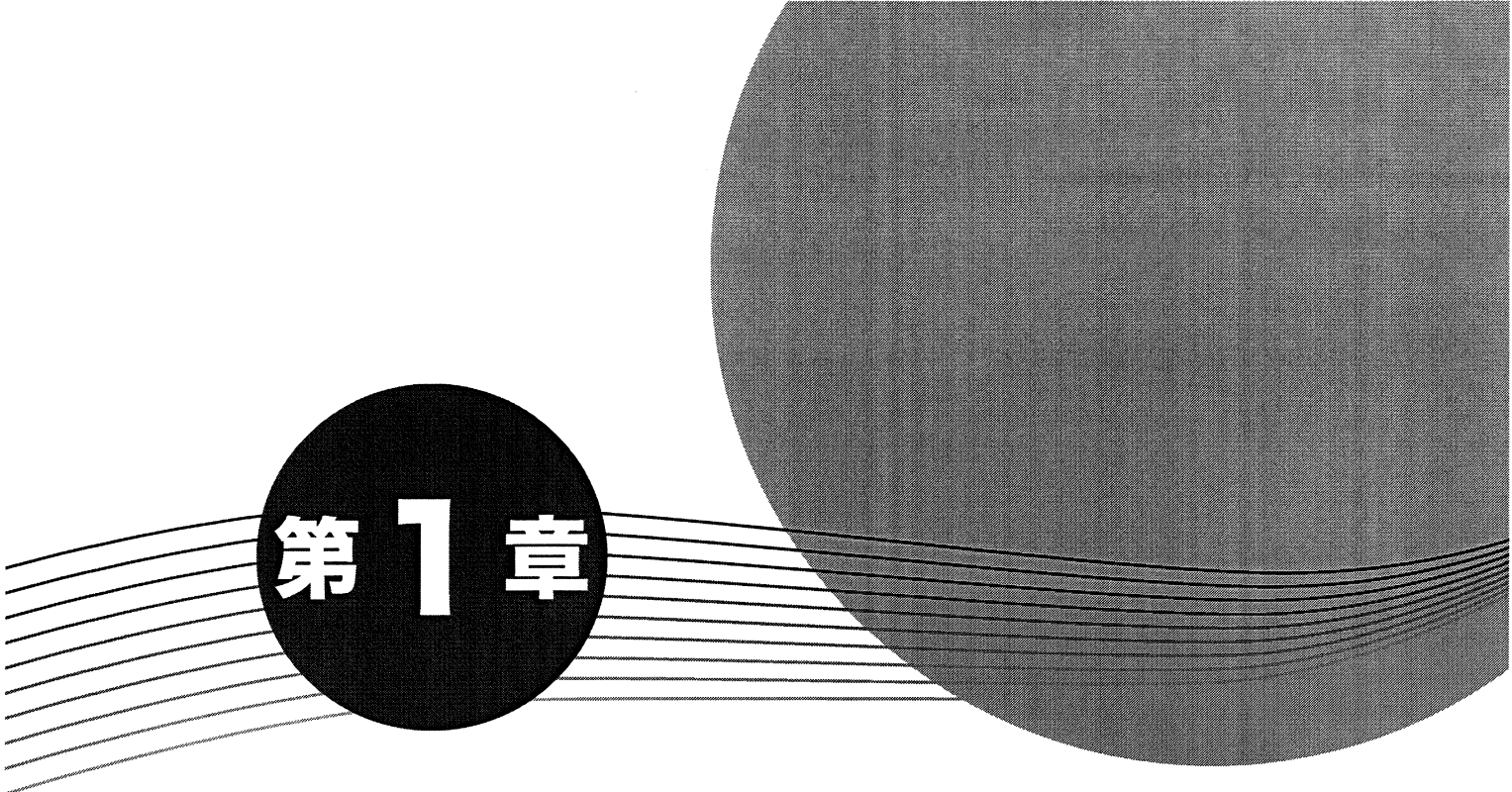
資格の学校
TAC

【ご案内】

この「体験教材」は、「基本講義(通関業法・実務)第1回」の講義で使用するテキストのコピーになります。

※当教材掲載の内容は、2015年合格目標コースのものです。

※実際のテキストはA5版になります。



第1章

通関業法の目的と定義

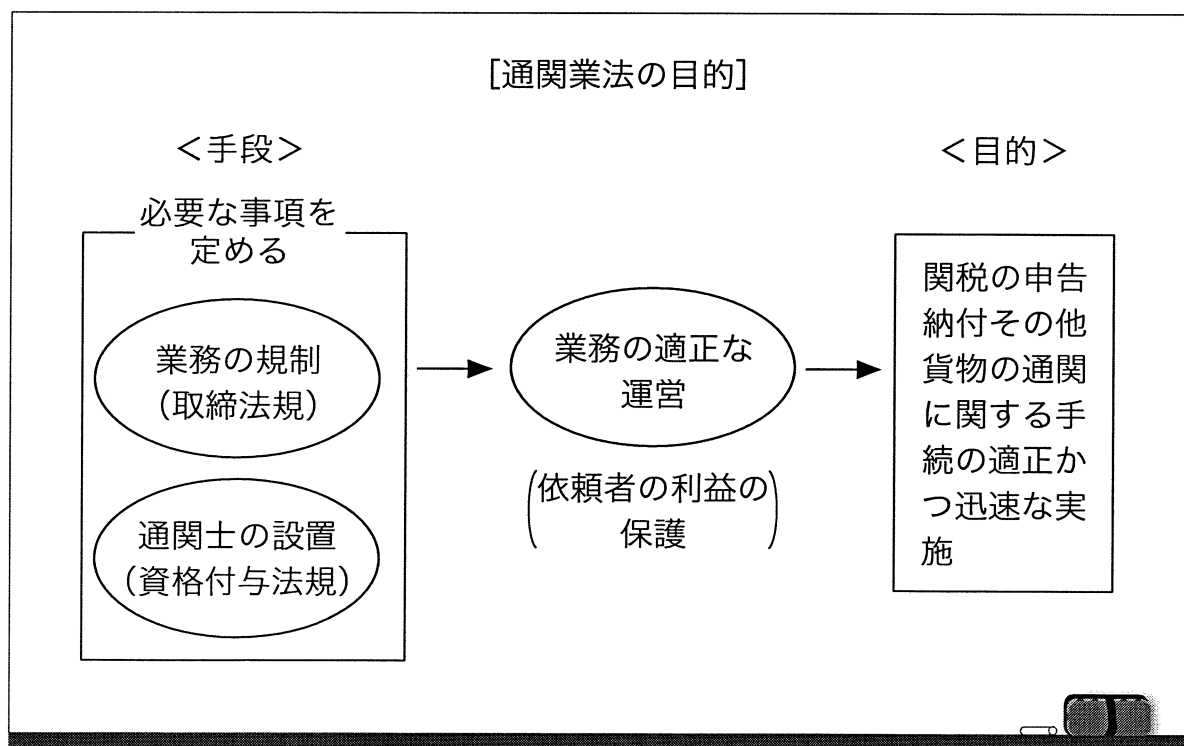
本章では、通関業法の目的と通関業法の定義について学習する。ここをしっかりと理解することは後の学習に大きく影響するので是非とも頑張ってください。特に通関業法の定義については毎年出題されている重要分野である。

第1節

通関業法の目的 ☆☆☆

貨物の輸出入に際しては、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続が不可欠である。これらの手続は専門的なものであり、知識と経験が必要であることから、輸出入者からの依頼を受けた通関業者が代理、代行して行うのが一般的である。そこで、通関業法においては、通関業者に対して業務上の規制を課し、また通関士の設置等必要な事項を定めることにより、貨物の通関に関する手続を適正かつ迅速に実施していくことを図っている（業法1条）。

なお、通関業法の学習を進めるにあたっては、「依頼者の利益の保護」という観点を忘れないようにしてほしい。通関業者は、あくまでも依頼者に代わって税関等に対する手続を行う者だからである。



条文のポイント 001

通関業法は、通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

第2節

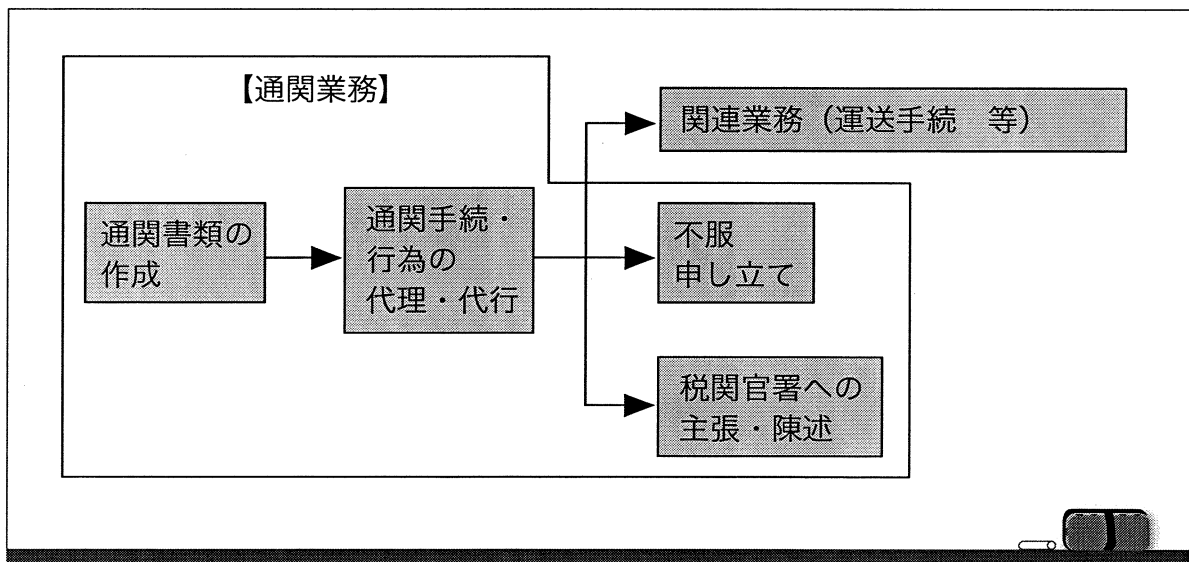
定義 ☆☆☆

Ⅰ 通関業務

1. 独占的業務としての通関業務

通関業務とは、他人の依頼によってする一定の事務をいい、あらかじめ税関長の許可を得た者（通関業者）でなければ行うことが出来ない独占的業務である（業法2条1号）。

通関業者は、通関業務のほか、これに関連する業務（関連業務、後述）を行うこともできるが、通関業法における規制の対象となるのは、原則として通関業務のみであり、関連業務は規制の対象から外されている。したがって、通関業務の範囲を明確にする必要があるため、通関業法においてその定義を規定しているのである。



【通関業務】

他人の依頼による次の事務

1 手続、行為の代理又は代行

- ① 通関手続の代理
- ② 不服申立ての代理
- ③ 税関官署に対してする主張又は陳述の代行

2 通関書類の作成

2. 通関業務の定義

「通関業務」とは、上記のものをいう（詳細は条文のポイント2を参照）。ここで特に注意してほしいのが、「通関手続」についてである。

(1) 通関手続の代理

通関手続とは、輸出入（積戻し）申告、蔵入承認等（以下「輸出入申告等」という）の申請からそれぞれの許可または承認を得るまでの手続をいい、関税の確定および納付に関する手続を含む（業法2条1号イ(1)）。その内容は通関業法に限定列挙されているが、ここに掲げられているもの以外の手続であっても、輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可または承認を得るまでの間に行われるものは、通関手続に含まれる（基本通達2-2(1)）。

輸入許可前引取承認申請手続は、当然にこの要件を満たすので、通関手続に含まれる。また、輸出許可後の船名・数量等変更申請手続は、輸出申告の内容に変更を及ぼすこととなる手続であるので、通関手続に含まれる（2-2(2)）。開庁時間外の事務の執行を求める届出については、輸出入等の申告からそれぞれの許可、承認等を受けるまでの間に行われるものに限り、通関業務に含まれる。すなわち、当該届出が、輸出入申告等の前または許可もしくは承認の後にされる場合は、通関業務ではない（2-2(1)参照）。また、当該届出が関連業務（保税運送の承認申告手続等）に関してされるときは通関業務に該当しない。

(2) 不服申立ての代理

不服申立ての代理とは、関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、行政不服審査法または関税法の規定に基づいて、税関長または財務大臣に対してする不服申立てにつき、その依頼者を代理することである。

不服申立てには、①税関長に対する異議申立てと②財務大臣に対する審査請求の2つがある。

(3) 税関官署に対してする主張または陳述の代行

通関手続、不服申立てその他関税関係法令に基づく税関官署の調査、検査、処分について、依頼者の利益を擁護する立場から、依頼者に代わって必要な主張、陳述を行うことができるということである。税関官署に対してする主張又は陳述の代行のみが通関業務とされている（2条1号イ(3)）。「財務大臣」に対する主張又は陳述の代行は、通関業務とはされていないことに注意すべきである。

(4) 通関書類の作成

関税法その他の関税に関する法令または行政不服審査法の規定に基づき税関官署または財務大臣に対して提出する通関手続または不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類を作成することである。その他これらに準ずる書類には、更正請求書、納付書、過誤納金充当申立書、不服申立ての取下書などがある。

これらの書類の作成業務が通関業務とされるのは他人の依頼のある場合に限られる。すなわち、これらの作成業務を本人が自ら行い、または法人の従業者がその法人のために行う場合は、通関業務に当たらない。

【通関手続に含まれるものの例】

- ① 関税の減免税関係手続
- ② 指定地外貨物検査許可申請手続
(①及び②→輸出入申告等と関連し、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認までの間に行われるものに限る)
- ③ 輸入許可前引取承認申請手続
- ④ 輸入許可後の修正申告、更正の請求手続
- ⑤ 輸出許可後の船名、数量等変更申請手続

条文のポイント 002

通関業務とは、**他人の依頼**によってする次に掲げる事務をいう。

- 1 次の①から③に掲げる**手続又は行為**につき、その依頼をした者の**代理又は代行**をすること。
 - ① 関税法その他関税に関する法令に基づき**税関官署**に対してする次に掲げる**申告又は承認の申請**からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という）
 - イ **輸出（積戻しを含む）又は輸入の申告**
 - ロ **特例輸入者の承認の申請**
 - ハ **本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告**
 - ニ **蔵入承認、移入承認、総保入承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る申告**
 - ホ **特定輸出者の承認の申請**
 - ② 関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、**行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣**に対してする**不服申立て**
 - ③ 通関手続、不服申立て又は関税法その他関税に関する法令

の規定に基づく税関官署の調査，検査若しくは処分につき，
税関官署に対してする主張又は陳述

- 2 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又は不服申立てに係る申告書，申請書，不服申立書その他これらに準ずる書類（「**通関書類**」。その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む）**を作成すること。**

2 関連業務

例えば，他人の依頼に応じ，外国貨物について蔵入承認申請手続を代理して行うことは通関業務に該当する。これに対して，その後当該外国貨物について簡単な加工を行うことについての許可申請手続を代理して行うことは通関業務に該当しないが，これを通関業者が行うことができないとすると，依頼者にとっても著しく不都合である。そこで，通関業者は，通関業務のほか，その関連業務として，通関業務に先行し，後続し，その他当該業務に関連する業務を行うことができるとされている（業法7条）。

ただし，関連業務が他の法律（道路運送法，港湾運送事業法等）で規制されている場合には，それらの規制に従わなければならない（業法7条ただし書）。

【関連業務の例】

- ① 外国貨物運送申告（保税運送の承認申告）
- ② 関税に関する納税申告手続に併せてする消費税に関する納税申告手続
- ③ 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すことの許可申請手続
- ④ 関税の払戻し申請手続 等
- ⑤ 保税地域許可申請
- ⑥ 輸出差止申立て又は輸入差止申立てに対する意見書提出
- ⑦ 事前教示照会
- ⑧ 不開港出入許可申請
- ⑨ 外国貨物仮陸揚届
- ⑩ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

通関業務 →通関業者のみが行える

関連業務 →通関業者以外の者も行える※

※ 通関業者は、通関業務と併せて関連業務を行うことができる。また、関連業務を行わず、通関業務だけを行うことも可能である。

条文のポイント 003

通関業者は、通関業務のほか、その**関連業務**として、**通関業者の名称を用いて**、他人の依頼に応じ、**通関業務に先行し、後続し**、その他当該業務に**関連**する業務を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 その他の定義

1. 「通関業」とは

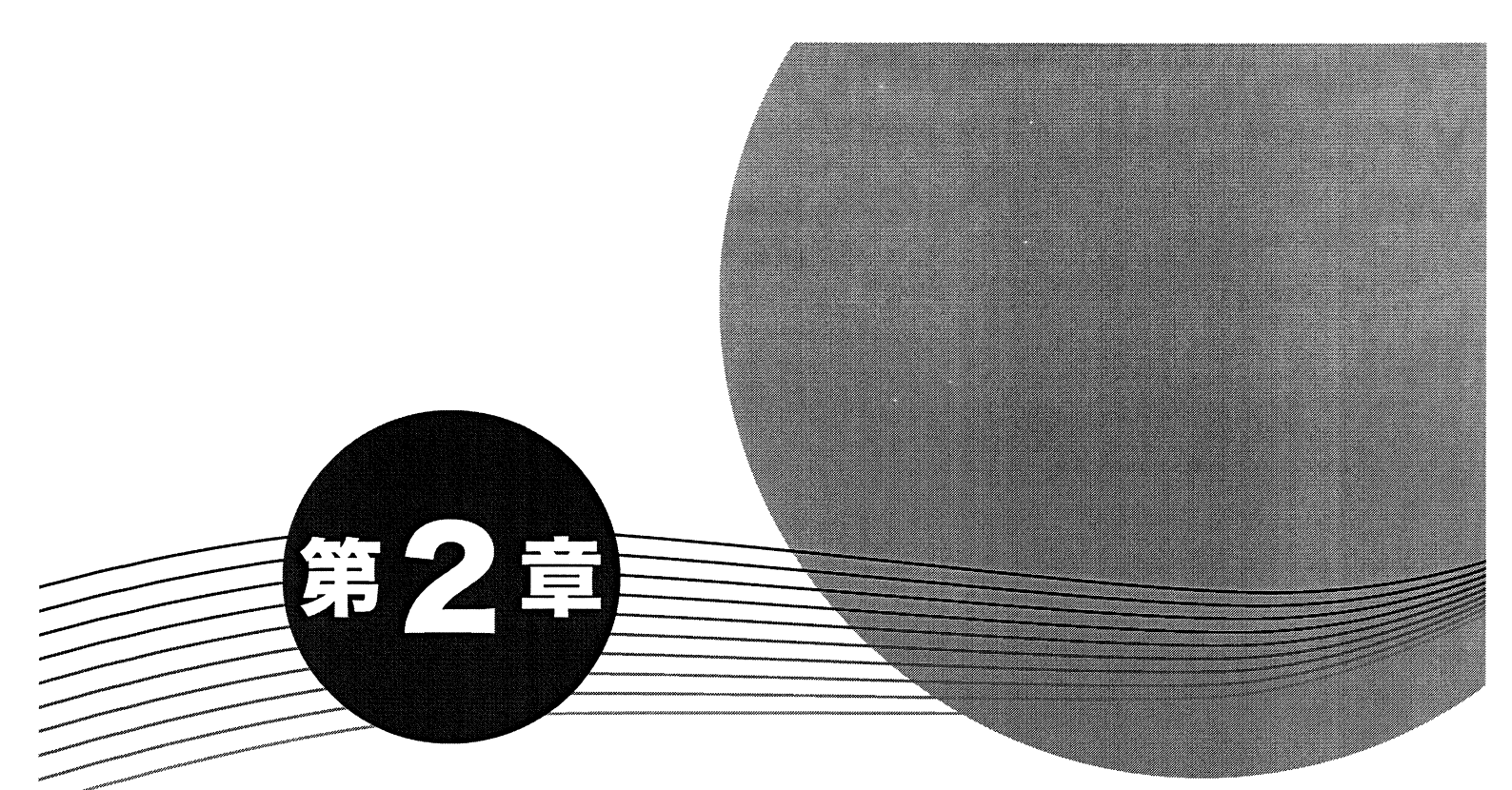
通関業とは、業として通関業務を行うことをいう（業法2条2号）。なお、「業として通関業務を行う」とは、営利の目的をもって、通関業務を反復継続して行う意思をもって行う場合をいう（基本通達2-3）。この場合において営利の目的が直接的か間接的かは問わないものとし、通関業務が他の業務に付帯して無償で行われる場合もこれに該当する。

2. 「通関業者」とは

通関業者とは、通関業務を行うにあたり、税関長から通関業の許可を受けた者をいう（業法2条3号）。

3. 「通関士」とは

通関士とは、税関長の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう（2条4号）。通関士試験に合格しても、確認を受けなければ通関士ではない。



第2章

通関業の許可

通関業者になるためには税関長の許可を受けなければならない、さらに業務を行っていく上では通関業法の規定を遵守しなければならない。本章では、許可制度全般にわたり、その内容を確認していく。

通関士試験においては、通関業法の出題の中核となる分野であり、複数選択式及び択一式で数問出題されるほか、語群選択式でも出題される可能性が高い。

第1節 通関業の許可制 ☆☆☆

1 許可の原則

1. 通関業の許可

(1) 通関業を営もうとする者は、一定の場合を除き、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない（業法3条1項）。複数の場所で通関業を営もうとする場合の許可は次のようになる。

① 同一の税関長の管轄区域内の複数の地において通関業を営む場合には、当該税関長の許可を1回受けるだけでよい。

② 異なる税関長の管轄区域内において通関業を営む場合には、それぞれの場所を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

(2) 税関長は、「通関業許可申請書」が税関に到達してから20日以内に、当該申請に対する処分をすることとされている（基本通達3-12(1)）。税関長は許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可証を交付する（業法3条4項）。この公告は、許可をしたときのみ行われるものであり、許可をしなかったときは行われない。

また、通関業の許可に際しては、登録免許税が課される。税関長は、許可をしたときは、税額、納付の期限（許可の日から20日を経過する日）等を記載した通知書を、納付書とともに許可を受けた者に送達する（基本通達3-10(1)）。

2. 許可の条件

税関長は、許可をする際には条件を付することが出来る（業法3条2項）。ただし、条件は必要最少限度のものでなければならない（3条3項）。

具体的には、

①通関業を行うことができる地域の限定

②取り扱う貨物の種類の限定

③許可の期限

に限られており、その内容は許可証に明記される（基本通達3-1）。

(1) 通関業務を行うことができる地域の限定

この条件は、原則として申請者から通関士設置義務のある地域（通関士設置地域）以外の地域においてのみ業務を行う旨の申請があった場合に限り付される（3-3）。通関士設置地域以外の地域においてのみ通関業務を営む場合には通関士の設置義務が免除されるので、このような申請が認められている。

(2) 取り扱う貨物の種類の限定

この条件を付された場合にも通関士設置義務が免除され、また申請者から申請があった場合に限り付される（3-4）。限定される貨物は、必ずしも一種類のものに限らないが、概ね数種類以内に限られる。

(3) 許可の期限

この条件は、通関業者の営業の状態等について追跡または監視を必要とする場合に限り付される（3-5）。地域限定および貨物限定の条件が、原則として申請者の申請に基づいて付されるのに対して、許可の期限の条件は、申請を待つことなく、税関長の判断により付される。また、許可の期限の条件が付された場合であっても、許可期限の到来前に条件付与の必要性がなくなると認められる通関業者については、その時点において速やかに当該条件は解除される（3-6(3)）。

地域限定及び貨物限定の条件が付された場合には、通関士の設置義務が免除されるが、許可の条件として期限が付されたとしても、通関士の設置義務が免除されることはない。

また、許可の期限は、次に掲げる期間とされている（3-5(1)(2)(3)）。

- ① 通関業の許可を新規に行う場合（資産内容及び収支の状況、通関業務経験者の有無、他の税関で既に通関業の許可を受けている通関業者にあつては、当該他の税関管内における営業状況等を勘案して許可期限を付する必要があると認められる場合）……3年
- ② 通関業者に対する監督処分の規定により通関業者を監督処分に付した場合……2年
- ③ すでに付した許可の期限を延長する必要がある場合……2年

【許可の条件】 通関業法の目的を達成するために必要な最少限度 ↓	
条件の種類	効果
① 地域の限定	通関士設置義務を免除
② 貨物の種類の限定	
③ 許可の期限	許可に期限

3. 許可の条件の変更手続き

地域限定の条件及び貨物限定の条件を変更しようとする場合は、許可条件変更申請書に許可の申請に準ずる添付書類を添えて提出しなければならない。許可期限の変更申請は認められない（基本通達3-6, 3-7）。

2 許可の例外

弁護士法の規定に基づき弁護士が行う職務又は弁護士法人が行う業務については、許可制度を適用しない（3条5項）。すなわち、弁護士がその職務として又は弁護士法人がその業務として税関長又は財務大臣に対する不服申立ての代理をする場合には、通関業の許可を受けることを要しないこととされている。

ただし、弁護士または弁護士法人が、通関業法2条1号イ(1)に規定する輸出入の申告等の通関手続の代理をすることは、その職務または業務とはされていない。

また、弁理士が弁理士法の規定により通関業務を行う場合には、通関業の許可を受けることを要しないこととされている（3条5項）。

条文のポイント 004

- 1 通関業を営もうとする者は、**その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可**を受けなければならない。
- 2 税関長は、許可を行う際に**条件**を付することができる。ただし、条件は、**通関業法の目的を達成するために必要な最少限度**のものでなければならない。
- 3 税関長は、許可をしたときは、**遅滞なく**、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に**許可証**を交付する。
- 4 **許可の制度**は、弁護士法の規定により**弁護士が行う職務**若しくは**弁護士法人が行う業務**又は**弁理士法の規定により弁理士が行う業務**若しくは**特許業務法人が行う業務**（一定の事務に係るものに限る）については、**適用しない**。

Advanced Study

譲渡、相続、合併等における通関業の許可

通関業の譲渡、相続、合併等については、次のように取り扱われている（業法基本通達3-8）。

1 新たな許可を要しない場合

以下の場合、新たな許可を要しない。

- ① 通関業者が通関業者の通関部門を譲り受けた場合
- ② 通関業者が通関業者その他の者を吸収合併した場合
- ③ 通関業者が他の通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継した場合

ただし、これらの場合であっても、通関業務を行う営業所の増加を要することとなるときは、営業所の新設について許可を受けなければならない（業法8条、第6節参照）。

2 新たな許可を要する場合

以下の場合、新たに許可を受けなければならない。

- ① 通関業者でない者が通関業者の通関部門を譲り受けた場合

通関業者が通関部門を譲り渡すと、当該通関業者は通関業を廃止することになり、通関業の許可はそのとき消滅する（10条1項1号、許可の消滅については第4節で詳しく学習する）。

したがって、通関業者でない者が通関業者であった者の通関部門を譲り受けるとしても、新たに通関業の許可を受けない限り、その譲受人は、通関業を営むことはできない。

- ② 通関業を相続した場合

通関業の許可を受けていた者が死亡すると、通関業の許可はそのとき消滅する（10条1項2号）。

したがって、その相続人が被相続人が有していた通関業を相続したとしても、新たに通関業の許可を受けない限り、通関業を営むことはできない。

- ③ 通関業者でない者が通関業者を吸収合併した場合

通関業者でない者が通関業者を吸収合併すると、通関業者は解散

し、通関業の許可はそのとき消滅する（10条1項2号）。

したがって、合併後存続する通関業者でない者が通関業者であった者の業務を包括的に承継するとしても、新たに通関業の許可を受けない限り、通関業を営むことはできない。

④ 通関業者と通関業者又は通関業者と通関業者でない者とが新設合併した場合

新設合併とは、合併当事会社のすべてが解散して、新会社が設立されるものであるから、通関業の許可はそのとき消滅する（10条1項2号）。

したがって、新会社が従前の通関業務を包括的に承継するとしても、新たに通関業の許可を受けない限り、通関業を営むことはできない。

⑤ 通関業者でない者が通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継した場合

通関業者でない者が通関業の全部を承継した場合は、その通関業者は通関業を廃止することになり、通関業の許可はそのとき消滅する（10条1項1号）。したがって、通関業の全部を承継した通関業者は、新たに通関業の許可を受けない限り、通関業を営むことはできない。

また、一部承継の場合は、既存の通関業者は引き続き通関業務を行うことができるが、承継した通関業者でない者は、新たに通関業の許可を受けない限り、通関業を営むことはできない。

⑥ 通関業者の分割により新たに設立された会社が通関業の全部又は一部を承継した場合

この場合は、新たに設立された会社が、新たに通関業務を営むことになるので、新たに通関業の許可を受けなければならない。

第2節

許可申請手続 ☆☆☆

通関業の許可を受けようとする者は、一定事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない（4条1項）。また、許可申請を行う際には一定の書面を添付しなければならない（4条2項、施行規則1条）。税関長は、提出された許可申請書と添付書面によって、許可を与えるか否かを判断していくのである。

許可の申請者は、通関業を営もうとする個人または法人である。そして、法人にあっては、当該法人の代表者の名をもってすることとされている。

記載事項の中で特に注意すべき点としては、通関士の数を記載する必要があるが、その氏名等は記載しなくてよいこと、通関業務を行おうとする地域については必ず記載するが、取扱貨物については一定のものに限られる場合にのみ記載するということである。

条文のポイント 005

1 許可申請書

通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。

- ① **氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその役員の氏名及び住所**
- ② **通関業務を行おうとする営業所の名称及び所在地**
- ③ **営業所ごとの責任者の氏名及び置こうとする通関士の数**
- ④ **通関業務を行おうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類**
- ⑤ **通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類**

2 添付書面

許可申請書には、**申請者の資産の状況を示す書面**その他以下の

①から⑦に掲げる書面を添付しなければならない。

- ① 申請者の**住民票の写し**又は**これに代わる書面**及び**履歴書**
(法人の場合には、その**定款**、**登記事項証明書**並びに**役員の名簿**及び**履歴書**)
- ② 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)が**成年被後見人**、**被保佐人**及び**破産者**で**復権を得ない者に該当しない旨の官公署の証明書**又は**これに代わる書面**
- ③ 申請者(申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員)が、**許可の欠格事由**のうち上記②以外のいずれにも**該当しない旨のこれらの者の宣誓書**
- ④ **通関士**となるべき者その他の通関業務の**従業者**(申請者が法人である場合における通関業務を担当する**役員**を含む)の**名簿**及びこれらの者の**履歴書**
- ⑤ 申請者が通関業以外の事業を営んでいる場合には、**その事業の概要**、**規模**及び**最近における損益の状況を示す書面**
- ⑥ 年間において取り扱う見込みの**通関業務の量**及びその**算定の基礎**を記載した書面
- ⑦ その他参考となるべき書面

第3節

許可基準と欠格事由 ☆☆☆

1 許可基準

税関長は、通関業の許可をしようとするときは、一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならないとされている（業法5条）。許可又は不許可の判断が恣意的なものにならないよう、明確な判断の基準を規定したものである。

なお、許可を受ける際の規定には、適合しなければならない「許可基準」のほか、適合してはならない「欠格事由」が存在し、両方の要件を満たすことが必要である。欠格事由については、次の**2**で述べる。

1. 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること

通関業の経営の基礎が確実である（5条1号）とは、申請者の資産内容が充実し、収支の状況が健全であり、かつ、通関業務を営むための必要な設備が整っていると認められることをいう（基本通達5-1(1)）。なお、申請者に繰越欠損金がある場合であっても、繰越欠損金が資本金の範囲内であり、直近2期の決算が黒字であって、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれる等税関長が特に支障がないと認めた場合には、「収支の状況が健全である」と認めることができる（5-1(1)）。

2. 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

(1) 人的構成に照らしてとは、許可申請者及び通関士その他の従業者全体の人的資質に関する評価をいうほか、全体として、組織体制が確立しているかどうかの評価をも含む（5-2(1)）。

(2) 適正に遂行することができる能力を有するとは、例えば、①経営者その他従業者の人的資質が優れていること、②経営者その他従業者が通関業務に関し十分な知識及び経験を有していること、③管理監督体制が確立していること、④通関業務の種類、量に照らし従業者の配置

が適切に行われていることをいう。

- (3) 十分な社会的信用を有するとは、申請者に社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいう（5－2(4)）。
3. 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること
この基準については、審査に当たって、通関業への参入の実質的障害とならないように留意することとされている点に注意すべきである。
4. 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、業法13条1項（通関士の設置）の要件を備えることとなっていること
通関業を営む営業所については、原則として通関士を置かなければならない（業法13条1項）。したがって、通関業の許可の申請の際には、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は雇用することが、雇用契約等により確実と認められなければならない（基本通達5－4）。単なる見通しだけでは、要件を満たしたことにはならない。

条文のポイント 006

税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない

- ① 許可申請に係る**通関業の経営の基礎が確実**であること
- ② 許可申請者が、その**人的構成**に照らして、その行おうとする**通関業務を適正に遂行**することができる**能力**を有し、かつ、十分な**社会的信用**を有すること
- ③ 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における**通関業務の量及び通関業者の数**に照らして、**必要かつ適当なものであること**
- ④ 許可申請に係る通関業を営む**営業所**につき、**通関士設置の要件**を備えることとなっていること

2 欠格事由

税関長は、許可申請者が一定のものに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない（6条）。これは、許可基準を満たしている場合であっても、通関業を行うにふさわしくないと判断される者には許可を与えるのは不適当だからである。欠格事由については、次のように、期間制限との関連で整理しておくのがよい。

1. 期間制限なし

① 成年被後見人、被保佐人

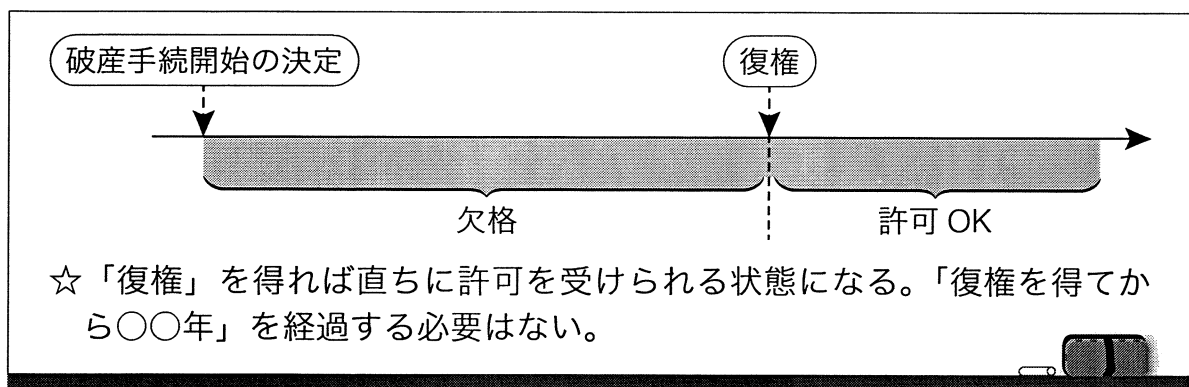
成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者で家庭裁判所で後見開始の審判を受けた者をいう。また、被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者で家庭裁判所で補佐開始の審判を受けた者をいう。

② 破産者であって復権を得ない者

破産者とは、債務を完済できないため裁判所により破産手続開始の決定を受けた者である。

成年被後見人と被保佐人は、法律行為（契約等）をすることを制限されており、破産者は資格や経済活動について各種の制限を受ける。したがって、これらの者である限りは通関業の許可を受けることはできない。

しかし、後見開始の審判や補佐開始の審判が取り消された者及び復権（破産者の権利の制限を消滅させ、本来の法的地位を回復させる制度）を得た破産者は、通常的能力を有する者となるので、その後はすぐに通関業の許可を受けることができる。



2. 期間3年

- ① 犯罪名を問わず禁錮以上の刑に処せられた者
- ② 関税に関する一定の犯罪及び国税・地方税は脱罪等により罰金刑に処せられ、又は通告処分を受けた者
- ③ 通関業法違反により罰金刑に処せられた者

これらの者は、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しない間は、通関業の許可を受けることができない。

3. 期間2年

- ① 通関業の許可取消し処分を受けた者又は懲戒処分により通関士として通関業務に従事することを禁止された者

通関業の許可取消し処分を受けた者とは、通関業法11条1項1号の規定（偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したこと）により通関業の許可を取り消された者と、34条の規定により税関長の監督処分として通関業の許可を取り消された者をいう。許可の取消しについては第4節で、監督処分及び懲戒処分については第6章で学習する。

- ② 公務員で懲戒免職処分を受けた者

これらの者は、反社会的行為をした者として、その処分を受けた日から2年間通関業の許可を受けることができないものとされている。

ここで注意すべき点は、2年と3年の場合では、起算点が異なることである。2年の場合は、「処分を受けた日」から2年であるが、3年の場合は、「刑の執行終了日等又は通告の旨を履行した日」から3年である。

4. 法人の役員について

許可申請者が法人である場合、法人として欠格事由に該当する場合に通関業の許可を受けることができないのは当然である。例えば、破産した法人や通関業の許可取消処分を受けた法人がこれに該当する。そしてさらに、法人の役員がいずれかの欠格事由に該当する場合にも、当該法人は欠格事由に該当することとなる。なお、ここにいう役員とは、名称は何であれその法人における支配力を持つ者をいうこととされている。

[許可の欠格事由]

期間制限	欠格事由
なし	① 成年被後見人又は被保佐人
	② 破産者であって復権を得ない者
3年	③ 禁錮以上の刑に処せられた者
	④ 関税法に定める一定の違反行為若しくは国税・地方税を免れる等の違反行為をしたことにより、罰金刑又は通告処分 ^{※1} を受けた者
	⑤ 通関業法違反により罰金刑を受けた者
2年	⑥ 通関業の許可を取り消された者又は通関業務に従事することを禁止された者
	⑦ 公務員 ^{※2} で懲戒免職処分を受けた者
	⑧ 法人であって、その役員のうちに①から⑦のいずれかに該当する者がある場合

※1 税関長の通告処分等

税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額等を税関に納付すべき旨を通告しなければならない（関税法138条1項）。また、犯則者が通告を受けた場合において、20日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない（139条）。

※2 「公務員」には、国家公務員又は地方公務員のほか、法令（日本銀行法等）の規定により公務に従事する職員とみなされる者を含む（基本通達6-4）。

（注）上記①②の欠格事由については、官公署の証明書として「登記されていないことの証明書」及び市区町村長の証明書により該当するかどうかの確認を行う。③～⑦までの欠格事由については、通関業法施行規則1条3号に規定する宣誓書により確認する（基本通達6-5(1), (2)）。

上記の表④の「関税法に定める一定の違反行為」とは以下のものである。

- ① 輸出してはならない貨物の輸出（108条の4）
- ② 輸入してはならない貨物の輸入（109条）
- ③ 輸入してはならない貨物の蔵置、運送（109条の2）
- ④ 偽りその他不正の行為により関税を免れる等（110条）
- ⑤ 無許可輸出入、偽った申告をし、又は偽った書類を提出して貨物を輸出入等（111条）
- ⑥ ①から④に係る貨物の運搬等（112条）

【「刑」の重さ】

懲 禁 罰 拘 科
 役 > 錮 > 金 > 留 > 料

【3年間の欠格事由となるもの】

- 1 禁錮刑以上の刑……罪名問わず
- 2 罰金刑……① 関税法に定める一定の違反行為
 ② 国税・地方税等に関する一定の規定に違反した者
 ③ 通関業法違反

したがって、例えば港湾運送事業法に違反して罰金刑を受けても、欠格事由には該当しない。しかし、通関業法違反で罰金刑を受けた場合には、欠格事由に該当する。

条文のポイント 007

欠格事由

税関長は、許可申請者が次のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産者であって復権を得ないもの
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの
- ④ 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法若しくは国税犯則取締法の規定により通告処分^{※1}を受けた者であって、それぞれその刑の執行を終わり、若しく

は執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの

イ **関税法** 108 条の4から112 条までの規定

ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中
偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定

- ⑤ **通関業法**の規定に違反する行為をして**罰金の刑**に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**3年**を経過しないもの
- ⑥ **通関業の許可を取り消された者又は通関業務に従事することを禁止された者**であつて、これらの処分を受けた日から**2年**を経過しないもの
- ⑦ **公務員で懲戒免職**の処分を受け、当該処分を受けた日から**2年**を経過しないもの
- ⑧ **法人**であつて、その**役員**^{※2}のうちに①から⑦のいずれかに該当する者があるもの

※1 料料に相当する金額に係る通告処分を除く。

※2 いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。